

政令第九十四号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百十一条第七項、第四百十二条第十項、第四百三十三条第十四項、第六十四条の二第六項及び第二百七十一条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第九十九条の四第二項第二号イ中「一万五千三百円」を「一万五千八百円」に改め、同号ロ中「七千三百五十円」を「七千五百六十円」に改める。

第九十九条の七第二項第一号中「七円五十銭」を「七円七十一銭」に改め、同項第二号中「二十六万二千五百円と六円四十八銭」を「二十六万九千八百五十円と六円六十六銭」に改め、同条第三項中「七円五十銭」を「七円七十一銭」に改める。

第九十九条の八中「七円五十銭」を「七円七十一銭」に、「七円三十銭」を「七円五十一銭」に、「二十六万二千五百円と六円四十八銭」を「二十六万九千八百五十円と六円六十六銭」に、「三十六万五千円と四円八十八銭」を「三十七万五千五百円と五円二銭」に改める。

第一百十条の二第二項及び第三項中「五万三千三百八十八円」を「五万四千九百十四円」に改める。

第一百十条の三中「五万三千三百八十八円」を「五万四千九百十四円」に、「五万五百四十八円」を「五万千九百九十二円」に改める。

第一百十条の四第二項第一号中「三十万千八百七十五円」を「三十一万五百円」に改め、同号イ中「五百十円四十八銭」を「五百二十五円六銭」に改め、同号ロ中「二十五万五千二百四十円と二十六円七十三銭」を

「二十六万二千五百三十円と二十七円五十銭」に改め、同項第二号中「三十五円」を「三十六円」に改める。

第一百二十五条の三中「五万三千三百八十八円」を「五万四千九百十四円」に、「三万八千六百二十一円」を「三万九千七百二十五円」に改める。

第一百三十二条の三の二第十項中「三十五円」を「三十六円」に、「十九万円」を「十九万五千四百二十八円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日まではその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

理由

衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる等の必要があるからである。